

北上市告示甲第150号

北上市特別障害者手当等事務取扱要綱（平成8年北上市告示第38号）の一部を次のように改正し、令和7年12月15日から施行する。

令和7年12月10日

北上市長 八重樫 浩文

改正前	改正後
<p>(備付帳簿等)</p> <p>第3 福祉事務所長は、次の帳簿等を備付けておくものとする。</p> <p>(1) <u>特別障害者手当等関係書類受付処理簿</u>（様式第1号。以下「受付処理簿」という。）</p> <p>(2) <u>特別障害者手当等受給者台帳</u>（様式第2号。以下「受給者台帳」という。）</p> <p>(3) <u>特別障害者手当等支給停止簿</u>（以下「支給停止簿」という。）</p> <p>(4) <u>特別障害者手当等支給廃止簿</u>（以下「支給廃止簿」という。）</p> <p>(5) <u>特別障害者手当等調査員証交付簿</u>（様式第3号。以下「調査員証交付簿」という。）</p> <p>2 [略] (認定請求書の整理)</p>	<p>(備付帳簿等)</p> <p>第3 福祉事務所長は、次の帳簿等を備付けておくものとする。</p> <p>(1) <u>関係書類受付処理簿</u>（以下「受付処理簿」という。）</p> <p>(2) <u>受給者台帳</u></p> <p>(3) <u>支給停止簿</u></p> <p>(4) <u>支給廃止簿</u></p> <p>(5) <u>調査員証交付簿</u></p> <p>2 [略] (認定請求書の整理)</p>

第4 特別障害者手当等の支給要件に該当する者から省令第2条又は省令第15条の規定による特別障害者手当等認定請求書（以下「認定請求書」という。）及び認定に係る医師の診断書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1)～(6) [略]

（受給資格を認定した場合の処理）

第6 [略]

2 特別障害者手当等認定通知書（様式第4号。以下「認定通知書」という。）を交付するときは、次により処理するものとする。

(1)・(2) [略]

（受給資格を認めなかった場合の処理）

第7 第5の規定により審査した結果、受給資格を認めないと決定したときは、次により処理すること。

(1)・(2) [略]

(3) 特別障害者手当等認定請求却下通知書（様式第5号。以下「却下通知書」という。）を請求者等に交付すること。

(4) [略]

（認定請求時の所得状況届の処理）

第8 受給資格の認定請求時において、省令第2条及び第15条の規定による特別障害者手当等所得状況届の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

第4 特別障害者手当等の支給要件に該当する者から省令第2条の規定による障害児福祉手当認定請求書又は省令第15条の規定による特別障害者手当認定請求書（以下「認定請求書」という。）及び認定に係る医師の診断書の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1)～(6) [略]

（受給資格を認定した場合の処理）

第6 [略]

2 認定通知書を交付するときは、次により処理するものとする。

(1)・(2) [略]

（受給資格を認めなかった場合の処理）

第7 第5の規定により審査した結果、受給資格を認めないと決定したときは、次により処理すること。

(1)・(2) [略]

(3) 認定請求却下通知書（以下「却下通知書」という。）を請求者等に交付すること。

(4) [略]

（認定請求時の所得状況届の処理）

第8 受給資格の認定請求時において、省令第2条の規定による障害児福祉手当所得状況届及び第15条の規定による特別障害者手当所得状況届（以下「所得状況届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) [略]

(2) 前号の規定により審査した結果、所得制限非該当と決定したときは、次によること。

ア 特別障害者手当等所得状況届の審査欄に所得制限非該当の旨を記入すること。

イ [略]

(現況届の処理)

第9 省令第5条及び第16条において準用する省令第5条の規定により受給者等から定時の特別障害者手当等所得状況届（以下「現況届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) [略]

(2) 前号の規定により審査の結果、所得制限非該当と決定したときは、次によること。

ア・イ [略]

ウ 省令第13条及び第16条において準用する省令第13条の規定により現況届の提出を受けたものについては、特別障害者手当等支給停止解除通知書（様式第6号。以下「支給停止解除通知書」という。）を当該受給資格者に交付すること。

(支給の停止)

第10 第8又は第9の規定による審査の結果、支給の停止を決定したときは、次により処理するものとする。

(1)～(3) [略]

(1) [略]

(2) 前号の規定により審査した結果、所得制限非該当と決定したときは、次によること。

ア 所得状況届の審査欄に所得制限非該当の旨を記入すること。

イ [略]

(現況届の処理)

第9 省令第5条及び第16条において準用する省令第5条の規定により受給者等から定時の所得状況届（以下「現況届」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。

(1) [略]

(2) 前号の規定により審査の結果、所得制限非該当と決定したときは、次によること。

ア・イ [略]

ウ 省令第13条及び第16条において準用する省令第13条の規定により現況届の提出を受けたものについては、支給停止解除通知書を当該受給資格者に交付すること。

(支給の停止)

第10 第8又は第9の規定による審査の結果、支給の停止を決定したときは、次により処理するものとする。

(1)～(3) [略]

(4) 特別障害者手当等支給停止通知書（様式第7号。以下「支給停止通知書」という。）を当該受給資格者に交付すること。

（被災状況書の処理）

第11 省令第2条及び第15条の規定により特別障害者手当等被災状況書（以下「被災状況書」という。）の提出を受けたときは、第8第1号の規定の例により審査すること。

2 [略]

3 第1項の規定により審査した結果、法第22条第1項又は法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当しないと決定したときは、次により処理するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 特別障害者手当等被災非該当通知書（様式第8号。以下「被災非該当通知書」という。）を当該受給資格者に交付すること。

(4) [略]

（氏名又は住所の変更届の処理）

第13 省令第7条、第8条及び第16条において準用する省令第7条又は第8条の規定により特別障害者手当等氏名・住所変更届（様式第9号。以下「氏名・住所変更届」という。）の提出を受けたときは、次により処理すること。

(1) [略]

(2) 氏名・住所変更届及びその添付書類の記載事項を審査し、不備がないときは、受付処理簿の受理年月日欄に受理年

(4) 支給停止通知書を当該受給資格者に交付すること。

（被災状況書の処理）

第11 省令第2条及び第15条の規定により被災状況書の提出を受けたときは、第8第1号の規定の例により審査すること。

2 [略]

3 第1項の規定により審査した結果、法第22条第1項又は法第26条の5において準用する法第22条第1項に該当しないと決定したときは、次により処理するものとする。

(1)・(2) [略]

(3) 被災非該当通知書を当該受給資格者に交付すること。

(4) [略]

（氏名又は住所の変更届の処理）

第13 省令第7条、第8条及び第16条において準用する省令第7条又は第8条の規定により住所・氏名・支払方法変更届（以下「変更届」という。）の提出を受けたときは、次により処理すること。

(1) [略]

(2) 変更届及びその添付書類の記載事項を審査し、不備がないときは、受付処理簿の受理年月日欄に受理年月日を記入

<p>月日を記入すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 市外からの転入又は市外への転出に伴う<u>氏名・住所変更届</u>の提出を受けたときは、次によること。</p> <p>ア 転入に伴う<u>住所・氏名変更届</u>の提出を受けたとき。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>イ 転出に伴う<u>氏名・住所変更届</u>の提出を受けたとき。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(資格喪失届等の処理)</p> <p>第14 特別障害者手当等資格喪失届（様式第10号。以下「<u>資格喪失届</u>」という。）又は特別障害者手当等死亡届（様式第11号。以下「<u>死亡届</u>」という。）の提出を受けたときは、次により処理するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>特別障害者手当等資格喪失通知書</u>（様式第12号。以下「<u>資格喪失通知書</u>」という。）を届出人等に交付すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>（手当の支払等）</p> <p>第17 特別障害者手当等の支払は、次によるものとする。</p> <p>(1) 受給者台帳に基づき、<u>特別障害者手当等支給明細書</u>（様式第13号。以下「<u>支給明細書</u>」という。）を作成すること。</p> <p>。</p> <p>(2) <u>支給明細書</u>に伺書を付して、特別障害者手当等<u>給付費</u>の支出について決裁を経ること。</p>	<p>すること。</p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) 市外からの転入又は市外への転出に伴う<u>変更届</u>の提出を受けたときは、次によること。</p> <p>ア 転入に伴う<u>変更届</u>の提出を受けたとき。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>イ 転出に伴う<u>変更届</u>の提出を受けたとき。</p> <p>(ア)・(イ) [略]</p> <p>(資格喪失届等の処理)</p> <p>第14 <u>資格喪失届</u>又は<u>死亡届</u>の提出を受けたときは、次により処理するものとする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) <u>資格喪失通知書</u>を届出人等に交付すること。</p> <p>2 [略]</p> <p>（手当の支払等）</p> <p>第17 特別障害者手当等の支払は、次によるものとする。</p> <p>(1) 受給者台帳に基づき、<u>支出内訳書</u>を作成すること。</p> <p>。</p> <p>(2) <u>支出内訳書</u>に伺書を付して、特別障害者手当等の支出について決裁を経ること。</p>
---	---

2 福祉事務所で支払を行うときは、受給者が持参する確認通知書等と支給明細書とを照合確認のうえ支払うこと。

3・4 [略]

(未支払の手当)

第18 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、未支払の手当がある場合は、その者の配偶者等から未支払特別障害者手当等請求書（様式第14号。以下「未支払請求書」という。）の提出に基づき、未支払の手当を支払うこと。

(帳簿等の保存期間)

第22 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第1号から様式第14号までを削る。

2 福祉事務所で支払を行うときは、受給者が持参する認定通知書等と支出内訳書とを照合確認のうえ支払うこと。

3・4 [略]

(未支払の手当)

第18 受給者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき手当で、未支払の手当がある場合は、その者の配偶者等から未支払手当請求書の提出に基づき、未支払の手当を支払うこと。

(帳簿等の保存期間)

第22 [略]

(申請書等の様式)

第23 この告示に規定する申請書、届出書その他書類の様式は、市長が別に定める。